

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則及び奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正（第一条関係）

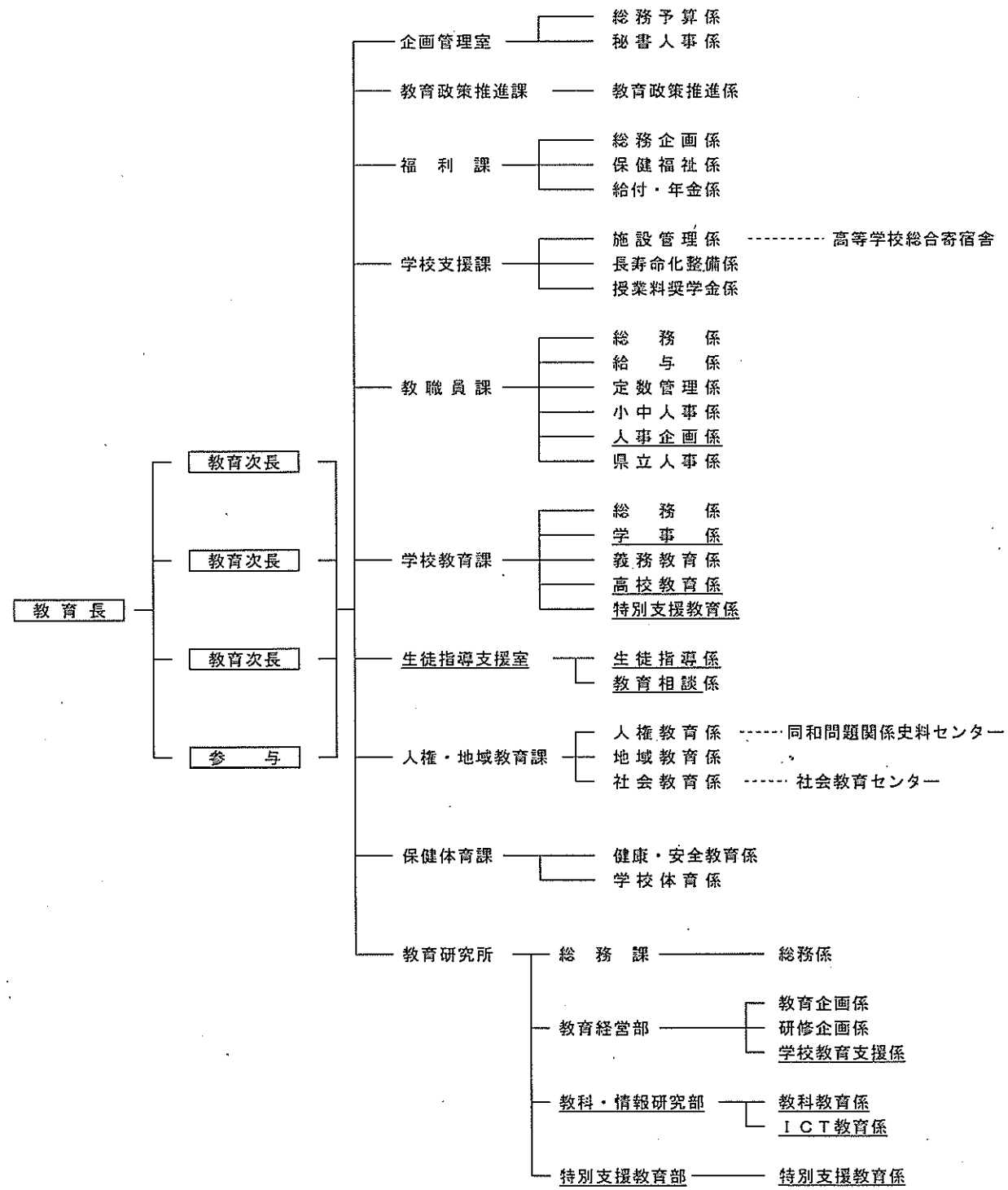
改 正 案	現 行																								
<p>(組織)</p> <p>第三条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表下欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 名</th> <th style="width: 80%;">係 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教職員課</td> <td>総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、免許管理係、県立人事係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td>総務係、<u>高校教育第一係</u>、<u>高校教育第二係</u>、義務教育係、生徒指導係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援教育推進室</td> <td>指導係、支援係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第四条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務が明らかでない事項があるときは、教育長が定める。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">学校教育課</p> <p style="text-align: center;">一 三 略</p> <p style="text-align: center;">四 <u>生徒指導</u>（奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する教育支援部の所</p>	課 名	係 名	略		教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、免許管理係、県立人事係	学校教育課	総務係、 <u>高校教育第一係</u> 、 <u>高校教育第二係</u> 、義務教育係、生徒指導係	特別支援教育推進室	指導係、支援係	略		<p>(組織)</p> <p>第三条 事務局に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、それぞれの課及び室に同表下欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">課 名</th> <th style="width: 80%;">係 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教職員課</td> <td>総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、<u>人事企画係</u>、県立人事係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td>総務係、<u>学事係</u>、義務教育係、<u>高校教育係</u>、<u>特別支援教育係</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生徒指導支援室</td> <td><u>生徒指導係</u>、<u>教育相談係</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務分掌)</p> <p>第四条 各課及び室の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務が明らかでない事項があるときは、教育長が定める。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">学校教育課</p> <p style="text-align: center;">一 三 略</p> <p style="text-align: center;">四 <u>進路指導</u>に関すること。</p>	課 名	係 名	略		教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、 <u>人事企画係</u> 、県立人事係	学校教育課	総務係、 <u>学事係</u> 、義務教育係、 <u>高校教育係</u> 、 <u>特別支援教育係</u>	生徒指導支援室	<u>生徒指導係</u> 、 <u>教育相談係</u>	略	
課 名	係 名																								
略																									
教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、免許管理係、県立人事係																								
学校教育課	総務係、 <u>高校教育第一係</u> 、 <u>高校教育第二係</u> 、義務教育係、生徒指導係																								
特別支援教育推進室	指導係、支援係																								
略																									
課 名	係 名																								
略																									
教職員課	総務係、給与係、定数管理係、小中人事係、 <u>人事企画係</u> 、県立人事係																								
学校教育課	総務係、 <u>学事係</u> 、義務教育係、 <u>高校教育係</u> 、 <u>特別支援教育係</u>																								
生徒指導支援室	<u>生徒指導係</u> 、 <u>教育相談係</u>																								
略																									

改正案	現行
<p> 掌に属するものを除く。）及び進路指導に 関すること。 五〇七 略 八〇十 略 特別支援教育推進室 一 特別支援教育に関する教育課程及び学習指導に関すること。 二 障害のある幼児、児童及び生徒の就学及び教育相談に関すること。 三 特別支援教育に関する啓発及び支援に関すること。 四 特別支援教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。 </p>	<p> 五〇七 略 八〇 特別支援教育に関すること。 九〇十一 略 生徒指導支援室 一 生徒指導に関する指導及び助言に関すること。 二 生徒指導に係る事業の実施に関すること。 三 教職員の生徒指導研修に関すること。 四 生徒指導に関する調査研究及び対策に関すること。 五 教育相談（奈良県立教育研究所管理運営規則）平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）第三条に規定する特別支援教育部の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。 六 児童生徒等に係る教育相談に関すること。 </p>

二 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正（第二条関係）

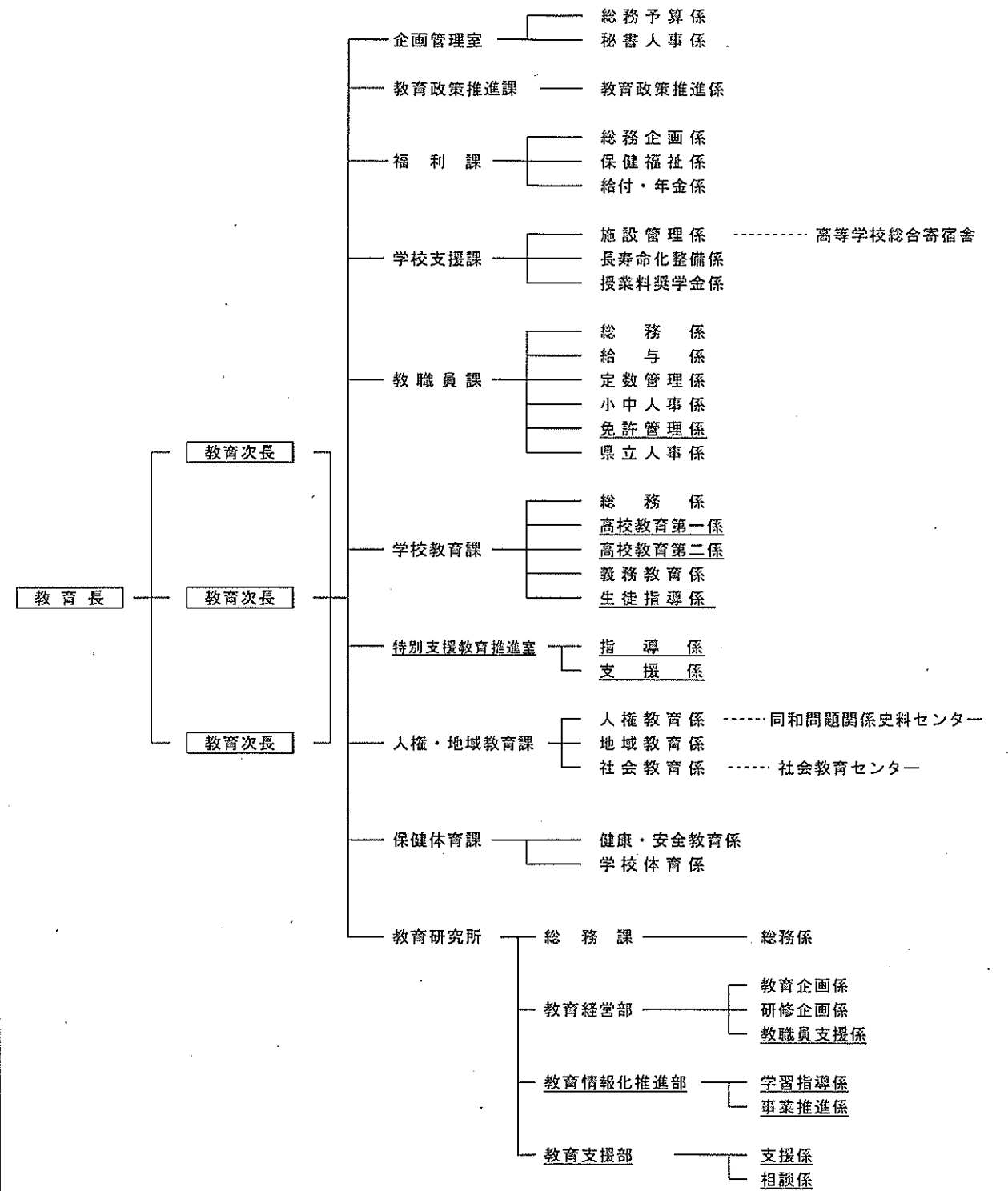
改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。</p> <p>略</p> <p>教育情報化推進部</p> <p>教育支援部</p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育経営部</p> <p>一 七 略</p> <p>八 略</p> <p>教育情報化推進部</p> <p>一 六 略</p> <p>七 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>教育支援部</p> <p>一 市町村立義務教育諸学校の生徒指導に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>二 市町村立義務教育諸学校の教職員の生徒指導研修に関すること。</p> <p>三 教育支援に係る事業の実施に関すること。</p> <p>四 教育支援に関する調査研究及び対策に関すること。</p> <p>五 教育相談（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）第四条に規定する特別支援教育推進室の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>六 児童生徒等に係る教育相談に関すること。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。</p> <p>略</p> <p>教科・情報研究部</p> <p>特別支援教育部</p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>教育経営部</p> <p>一 七 略</p> <p>八 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>九 略</p> <p>教科・情報研究部</p> <p>一 六 略</p> <p>特別支援教育部</p> <p>一 特別支援教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>二 障害のある幼児、児童及び生徒の就学及び教育相談に関すること。</p> <p>三 特別支援教育に関する啓発及び支援に関すること。</p>

奈良県教育委員会事務局組織 (31.4.1~)



※ 県立学校を除く

奈良県教育委員会事務局組織 (R2.4.1~)



※ 県立学校を除く

令和2年4月向け教育委員会事務局組織の見直しについて

教育委員会事務局内で、事業推進等のために、組織の改正を行うとともに、奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正等を行う。

組織の見直しについて

(1) 効果的な子ども支援のための組織の再編成

① 特別支援教育推進室の設置

特別支援教育の一層の推進を図るため、学校教育課特別支援教育係と教育研究所特別支援教育部を統合し、特別支援教育推進室を新設。

② 生徒指導支援室の再編

不登校等学校不適応の児童生徒に対する教育支援体制の充実を図るため、従来生徒指導支援室で行っていた不登校への対応や、義務教育諸学校の指導支援業務を行う組織として、教育研究所に「教育支援部」を新設。生徒指導行政や県立学校の指導支援に関する業務を学校教育課に移管し、生徒指導支援室を発展的に解消。

(2) 教育研究所組織名の改称

教育の情報化を通じて、21世紀を生き抜く力を育む新たな学習スタイル・授業感を創造するため、「教科・情報研究部」を「教育情報化推進部」に改称するとともに、係の役割を明確にするため、「教科教育係」を「学習指導係」に、「ICT教育係」を「事業推進係」に改称。

定数の増減について

なし

(令和元年度 175名 → 令和2年度 175名)